

事件番号：令和 7 年（ワ）第 11325 号、令和 7 年（ワ）第 14760

本訴原告（反訴被告） 福永活也

本訴被告（反訴原告） 郷原信郎

令和 7 年 7 月 8 日

東京地方裁判所民事第 14 部ろ D 係 御中

（FAX：03-3581-5446）

本訴原告（反訴被告） 福永活也



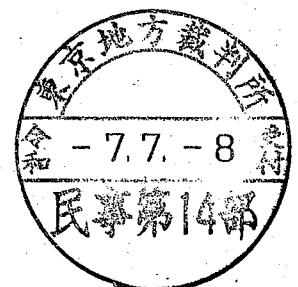
準備書面 3

頭書の事件について、本訴原告（反訴被告）の令和 7 年 7 月 7 日付け準備書面（2）に対する、反論は以下の通りです。

第1 準備書面（2）「第 1」及び「第 2」について

本訴被告（反訴原告）は言葉尻を執拗に拘っているが、本訴原告（本訴被告）が述べている「そのような発言は一切していない」「でっち上げ」とは、法的に同一性の認められる発言をしていないという意味に過ぎない。

本訴原告（反訴被告）はこれまで何度も本訴被告（反訴原告）の発言こそ本訴原告（反訴被告）の社会的評価を低下させるものであると抗議し続けてきたように、当然、本訴原告（本訴被告）と YouTube ライブでの配信内容は認識した上で述べている。



また、以前から本訴被告（反訴原告）の発言に抗議してきたように、本件提訴は思いつきで突発的にしたものではなく、従前から何度も弁明を求めたものの無視されてきたことからやむなく法的解決を図ったものであり、何ら不当な目的に基づくものではない。

また、本件提訴にあたって、本訴原告（反訴被告）の YouTube ライブの発言内容は証拠提出していないが、これは本訴被告（反訴原告）の抗弁に該当するものであるから、本訴原告（反訴被告）の負担によって当然に先だった主張立証が求められるようなものではない。

むしろ、本訴原告（反訴被告）は敢えて自身の YouTube ライブの内容を非公開にせず、本訴被告（反訴原告）には適切な反論をさせる機会を与えている。

また、本訴被告（反訴原告は）は、兵庫県知事への刑事告発について、冗長的な主張をしているが、いずれも本件とは直接関係のない事項である。それにもかかわらず、これだけ必死に主張して自らを正当化しようとする態度が、本訴原告（反訴被告）の元発言に対して、過剰に自己正当化するために誤った脳内変換をした上で要約ポストしてしまった様を表している。

また、本訴被告（反訴原告）は乙第 13 号証の裁判例を提出しているが、当該事案では、当該事案の原告が当初より請求に足る主要事実が認められないことをうかがわせる発言をしていたことや、裁判内でも適切な主張を試みなかったことや、原告関係者が敢えてスラップ訴訟であったことを自認する等の極めて特殊な事情のあった事案であるのに対し、本件では本訴原告（反訴被告）は適切な攻撃防御に努め、きちんと立証活動を行い、少なくとも法的な被害回復に努めているし、かつ、その請求の内容も全く根拠のないものとは到底言えず、本訴提起自体が違法行為とは言えない。

第2 反訴の不法行為②について

本訴原告（反訴被告）の元投稿は、いずれも本訴原告（反訴被告）が一般論や感想を述べるものや、本訴被告（反訴原告）の過去の刑事告発には起訴されていないものが含まれることを述べるに過ぎず、何ら本訴被告（反訴原告）の社会的評価を低下させるものではない。

仮に本訴被告（反訴原告）の社会的評価を低下させる場合にも、真実性は認められる。

さらに、仮に真実性が認められない場合にも、本訴原告（反訴被告）が主張してきた事実関係においては、真実相当性が認められ、いずれにしても反訴は棄却されなければならない。

以上